

株式会社SUBARU体育館 市民開放使用規則

- ・ 体育館は三鷹市に団体登録した団体のみ使用することができる。（他団体を招いての練習試合等で使用することはできない。）
- ・ 体育館その他の構内において、使用団体の責任によりに生じた事故、怪我又はその他の損害等については、施設管理者は責任を負いかねるので注意して使用する。
- ・ 危険物、ペット等を持ち込まない。
- ・ 構内は歩行又は自転車による乗り入れとし、自動車及びオートバイ等での乗り入れは行わない。なお、自転車による入構の場合は、降車のうえ歩いて体育館まで行く。
- ・ 構内入構時に守衛所において記帳し、出構時には退出確認する。（三鷹市に団体登録した団体の構成員以外の者は、入構することができない。）
- ・ 体育館以外の建物に立ち入らない。
- ・ 構内における体育館までの進路及び進入禁止区域は、別図のとおりとする。
- ・ 地震などが起こった場合は、速やかに指定の場所に避難することとし、使用責任者は、責任をもって避難誘導し、全員の避難を確認する。
- ・ 自転車は体育館前の階段下に駐輪をする。
- ・ 原則として許可された種目（バスケットボール、バドミントン、バレーボール）以外の種目では使用しない。
- ・ 音楽等により騒音を起こさないよう近隣に配慮する。
- ・ バスケットボールのゴール並びにバドミントン及びバレーボールのネット及びポールは体育館に備えてあるものを使用し、使用後は原状に回復する。それ以外の備品類は使用しない。
- ・ 節電に努め、必要以上の照明の点灯は避ける。
- ・ 更衣室は使用しない。
- ・ 舞台及び舞台両そでは使用しない。
- ・ 体育館内では、火気の取扱いは行わない。
- ・ 喫煙は体育館入口の喫煙所で行う。
- ・ 施設又は設備を棄損したとき、けがをしたとき、事故が発生したとき等は、守衛所に連絡する。
- ・ 使用が終了したら、原状回復する。
- ・ ごみは各自持ち帰る。
- ・ 使用後は、必ずモップ掛け等の清掃を行う。
- ・ 退出時は、窓を閉め、照明を消灯する。